



福島医発第825号(地)

平成26年 6月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

発がん性等を有する化学物質を含有する抗がん剤等に対する
ばく露防止対策について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本通知は、医療現場で取り扱われる抗がん剤等において、シクロホスファミド等発がん性等を有する化学物質が含有されている場合があります、これらを適切に患者に投与すれば高い薬理効果がある反面、取り扱う薬剤師や看護師等が意図せず、気化した抗がん剤を吸入ばく露、針刺し、あるいは漏出した抗がん剤への接触により経皮ばく露した場合等に健康障害を発症する恐れがあるために、厚生労働省にて下記のばく露防止対策の留意事項を取りまとめられたので、ばく露防止対策の取組が促進されるよう周知をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

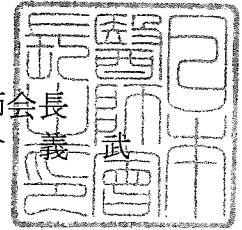
記

1. 調整時の吸入ばく露防止対策のために、安全キャビネットを設置
2. 取扱い時のばく露防止のために、閉鎖式接続器具等（抗がん剤の漏出及び気化並びに針刺しの防止を目的とした器具）を活用
3. 取扱い時におけるガウンテクニック（呼吸用保護具、保護衣、保護キャップ、保護メガネ、保護手袋等の着用）を徹底
4. 取扱いに係る作業手順（調剤、投与、廃棄等におけるばく露防止対策を考慮した具体的な作業方法）を策定し、関係者へ徹底
5. 取扱い時に吸入ばく露、針刺し、経皮ばく露した際の対処方法を策定し、関係者へ周知徹底

日医発第242号（地Ⅱ45）
平成 26年 6月11日

都道府県医師会長 殿

日本医師会会長
横 倉 義 武



発がん性等を有する化学物質を含有する抗がん剤等に対する
ばく露防止対策について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

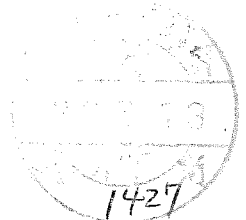
この度、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

本件は、医療現場で取り扱われる抗がん剤等において、シクロホスファミド等発がん性等を有する化学物質が含有されている場合があります、これらを取り扱う薬剤師や看護師等が意図せず、気化した抗がん剤を吸入したり、針刺し、あるいは漏出した抗がん剤への接触により経皮ばく露した場合等に健康障害を発症する恐れがあるために、下記のばく露防止対策の留意事項を取りまとめたということです。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

記

- 1 調製時の吸入ばく露防止対策のために、安全キャビネットを設置
- 2 取扱い時のばく露防止のために、閉鎖式接続器具等（抗がん剤の漏出及び気化並びに針刺しの防止を目的とした器具）を活用
- 3 取扱い時におけるガウンテクニック（呼吸用保護具、保護衣、保護キャップ、保護メガネ、保護手袋等の着用）を徹底
- 4 取扱いに係る作業手順（調剤、投与、廃棄等におけるばく露防止対策を考慮した具体的な作業方法）を策定し、関係者へ周知徹底
- 5 取扱い時に吸入ばく露、針刺し、経皮ばく露した際の対処方法を策定し、関係者へ周知徹底





基安化発 0529 第 1 号
平成 26 年 5 月 29 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

発がん性等を有する化学物質を含有する抗がん剤等に対するばく露防止対策について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療現場で取り扱われる抗がん剤等においては、シクロホスファミド等発がん性等を有する化学物質が含有されている場合があります。適切に患者に投与すれば高い薬理効果がある反面、これらを取り扱う（調剤、投与、廃棄等）薬剤師や看護師等の労働者が意図せず、それらの気化した抗がん剤の吸入ばく露、針刺し、あるいは漏出した抗がん剤への接触による経皮ばく露した場合等に健康障害を発症するおそれがあるため、必要なばく露防止対策を実施する必要があります。

つきましては、下記のとおり抗がん剤等を取り扱う薬剤師や看護師等の労働者のばく露防止対策の留意事項を取りまとめましたので、貴団体におかれましても、傘下会員等に対する通知、会員等の取組の周知等により、ばく露防止対策の取組が促進されるように御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 調製時の吸入ばく露防止対策のために、安全キャビネットを設置
- 2 取扱い時のばく露防止のために、閉鎖式接続器具等（抗がん剤の漏出及び気化並びに針刺しの防止を目的とした器具）を活用
- 3 取扱い時におけるガウンテクニック（呼吸用保護具、保護衣、保護キャップ、保護メガネ、保護手袋等の着用）を徹底
- 4 取扱いに係る作業手順（調剤、投与、廃棄等におけるばく露防止対策を考慮した具体的な作業方法）を策定し、関係者へ周知徹底
- 5 取扱い時に吸入ばく露、針刺し、経皮ばく露した際の対処方法を策定し、関係者へ周知徹底